



# 串本町産後ケア事業のお知らせ

串本町では、出産後のお母さんとお子さんの新生活を応援するため「産後ケア事業」を実施しています。（平成30年10月～）

町と委託契約した医療機関・助産所で『宿泊』『デイサービス（日帰り）』で助産師等による、お母さんのからだのケアや育児・授乳の相談をうけることができます。

産後に不安のある方はぜひご利用ください。



## 利用対象者

串本町に住民票のある生後1歳未満のお子さんとお母さんで下記に該当する方

（令和2.4月～生後1歳未満に延長）

- 出産後、ご家族等から育児の協力支援が得られない方
- 産後の体調がすぐれない方
- 育児に不安や疲れを感じている方
- 母子共に医療行為が必要ない方

## 内容

- ・産婦の母体管理及び生活術の指導
- ・乳房管理
- ・もく浴・授乳等の育児指導
- ・乳児の世話、発育・発達等の観察
- ・その他母子が必要とする保健指導及び育児相談



## 利用可能日数

- ・宿泊及びデイサービスの利用日数は、原則として通算10日以内
- ・デイサービスは、1日…4時間未満

## 利用施設・利用料金

利用施設	種類	区分	利用料（日額）
○くしもと町立病院	デイサービス型	生活保護世帯	0円
		町民税非課税世帯	1,200円
		町民税課税世帯	2,400円
○かづこ助産院	宿泊型	生活保護世帯	0円
		町民税非課税世帯	2,700円
		町民税課税世帯	5,400円

※利用料金は1日の料金です。例：1泊2日の場合は、2日分の料金が必要となります。

※お母さんの食事代については別途料金が必要となります。

※必要物品については支給がありませんので、各自ご用意ください。

利用までの流れ ⇒ [裏面をご覧ください。](#)

## お申込み・お問合せ先

串本町子育て世代包括支援センター《串本町サンゴ台690番地5 串本町役場1階》

電話：0735-67-7007





## ～ 産後ケア事業（宿泊型・テイサービス型）ご利用までの流れ ～

### 申し込み・相談

#### ★①事前に申請が必要★

申請先は、串本町子育て世代包括支援センターへ。

◆◆◆ 串本町子育て世代包括支援センター（串本町役場 1階） ◆◆◆

電話：0735-67-7007

【電話・窓口受付時間：月～金（祝日、年末年始を除く）】

午前8時30分～午後5時15分

その際、保健師がご家族の状況・体調・出産・育児の不安などについてお伺いします。

★利用開始日及び利用期間の希望を確認します。

（空き状況等によってはご希望にそえないこともあります。）

#### ● 申請に必要なもの：母子手帳

（世帯の課税状況の確認ができない場合は、所得証明書などの書類が必要な場合もあります。）

### 利用決定

#### ②利用承認通知書を発行

利用の際に必要な「串本町産後ケア事業利用承認（不承認）通知書」を発行します。

### 産後ケア利用施設と日程について連絡調整

#### ③直接、利用希望施設と利用日について調整をして下さい。

（必要により、保健師が調整する場合があります。）

### 産後ケア施設利用

#### ④承認通知書を持参し、産後ケア施設利用

#### ⑤利用料のお支払い

いろんなケアやアドバイスを受けながら、産後の身体をゆっくり休め、お子さんと自宅で過ごすイメージを作りながらゆったりと育児に向き合ってください。

### 自宅へ

※必要に応じて、地区担当保健師が引き続きお母さんの身体の事や育児について支援

#### 【ご注意ください】 キャンセルの場合

★利用予定日決定後のキャンセルは、必ず利用予定施設と『串本町子育て世代包括支援センター』へご連絡ください。

★利用予定日決定後のキャンセルについては、キャンセル料（食事代等）がかかることがあります。

